

# いじめ防止等のための基本的な方針

浜松市立丸塚中学校

## 1 本校の基本的な姿勢

### (1) いじめの定義

本校では平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」の第二条に則り「いじめ」を次のように捉える。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等の一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」

※ 被害を受けた生徒やその保護者が「いじめ」という受け止めをすれば、その行為は「いじめ」と考え対応していく。

### (2) いじめへの対応

本校は「明日も来なくなる丸塚中学校」を目指す学校像としている。この実現のためには、生徒にとって安心して精一杯学び合うことのできる学級・学校づくりが大切となる。こうしたことから、本校の教育活動を推進していくために、以下の点をもとに全職員でいじめの撲滅に努めていく。

- ・どんな些細な予兆も見逃さず、その日の内に対処するという「早期発見」「早期対応」の姿勢を重視していく。
- ・いじめの背景にあるものに着目し、いじめの原因となっているものとなっているものは何なのかを常に考え対応していく。
- ・「いじめられる側にも問題はある」のではなく、「問題はいじめる側にある」という姿勢を貫く。

## 2 いじめの防止等のための対策

### (1) 「いじめ対策委員会」の設置

#### ① 目的

- ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組の企画し、実施する。
- ・取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや取組の効果・成果の検証を行うことにより、基本方針の見直しや改善を図る。

## ② 構成員

- ・専門的知識及び経験を有する第三者を「特別委員(※)」として必要に応じて招集する。

《教職員》 ・校長 ・教頭 ・生徒指導(いじめ対策コーディネーター)  
・教務主任 ・養護教諭 ・学年主任

《外部専門家※》 ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー  
・民生委員 ・主任児童委員 ・学校医

《保護者及び地域※》 ・PTA役員 ・自治会(自治会連合会会長)

《オブザーバー※》 ・心理専門家(いじめへの対応に関して、指導助言をいただく)

### (2) いじめをなくす日々の指導

いじめをなくすためには、次の3つが重要であると考えます。

- ・どの生徒も、周囲の友人や教職員と信頼できる関係づくりができてきていること。
- ・どの生徒も安心・安全に学校生活を送れていること。
- ・どの生徒も規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりが行われていること。

本校では「明日も来たくなる丸塚中学校」を目指して「創造の3つの宣言」を掲げている。その一層の推進により、生徒の心が耕され、いじめを含む様々な人間関係上の問題に対し、生徒同士が真摯に向き合い、その解消のために話し合える集団づくりに繋がるものと考えます。

[宣言1] 「どの生徒に分かる、楽しい授業を創意工夫する。」

- 一人ひとりを大切にしたい、わかりやすい授業を実践する。
- 互いを認め合う雰囲気の中で、自分の意見を自由に発表できる授業を推進する。
- 「分かった、楽しかった」と感じることができる基礎・基本の確実な定着を目指した授業を推進する。

[宣言2] 「命を大切に、他と共に高まる資質を育成する。」

- 道徳教育の充実に努め、「人間関係プログラム」により互いを認め合うことのできる集団づくりを行ったり、道徳の授業実践から自他の生命を尊重するを心情を養ったりする。
- 生徒会が中心となり、「いじめをなくすために私たちができること」をテーマに生徒自身がいじめ問題を考える機会を設けていく。学級活動や生徒集会、学級の日等で、生徒全員が意見を出し合い意識を高める。
- いじめをなくすため自分たちに何ができるのかを学級で意見を出し合い、学級ごとのいじめ撲滅のメッセージを作成する。さらに各クラスの取組を生徒会が丸塚中学校の撲滅宣言としてまとめ、全校生徒に発表し意識を高める。

[宣言3] 「自己の健康管理ができ、生きる品格を育成する。」

- 部活動や様々な活動に課題を持って取り組み、その達成から自分に対する自信や

困難に立ち向かうたくましさを養う。

→ 生徒が主体となって学校行事(体育大会、学芸発表会等)の企画・運営を行う。互いの意見や考えを出し合い、仲間を尊重し、仲間と協力し合うことで、お互いの違いを認め合うことのできる人間関係を築く。

### (3) 早期発見

#### ①相談しやすい雰囲気づくり

- ・生徒に寄り添い、暖かく厳しい生徒指導による信頼関係づくりに努める。
- ・日々の声かけに励み、生徒の様子を把握しながら、話しかけやすい雰囲気作りに努める。

#### ②定期的なアンケートの実施

- ・年2回のアンケートを行い、生徒の実態把握に努める。

#### ③多方面からの情報収集

- ・毎日の生徒の様子や生活記録等で情報収集に努める。
- ・保護者や地域と連携し、情報収集に努める。

### (4) いじめへの対応

#### ①基本的な考え方

- ・生徒が発している小さなサインを見逃すことなく、生徒や保護者、教師からの情報もいじめではないかと捉え、事実関係の把握を行い対応していく。
- ・いじめられた生徒もいじめた生徒も本校の生徒であることを念頭に、互いを守り育てるための指導を行う。
- ・温かく厳しい指導の中で生徒と教師の信頼関係を保ちながら、善悪の区別をしっかりと理解させる。

#### ②事実の確認

- ・いじめられた生徒、いじめた生徒を分けて複数の教職員で事実確認をする。
- ・事実関係の聴取は、子どもの自尊感情・プライバシー等に配慮して行う。
- ・いじめられた生徒と周辺生徒への事実確認を迅速に行い、全体像を把握してからいじめた生徒への事実確認を行う。

#### ③生徒への対応

##### ○いじめられた生徒への支援

- ・最も信頼関係のある教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
- ・単発的なものなのか継続的なものなのかを確認する。
- ・いじめの迅速な解決を心がけながらも、短期的な対応でよいのか、長期的な対応が必要なのかを考え対応していく。
- ・該当生徒の意志を尊重しながらも適宜助言を与え、保護者と連携を図りながら学校生活の具体的なプランを考える。

- ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなど、具体的な安全確保を全職員で分担する。
- ・必要ならばＳＣによるカウンセリングも考える。
- ・該当生徒の心の状態を常に意識し、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払っていく。

#### ○いじめた生徒への指導

- ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは許されないことを伝える。
- ・事実を確認する中で、単発的なものなのか継続的なものなのかを確認する。
- ・安易な謝罪ではなく、相手の痛みを理解させるとともに、自らのこれからの生き方をじっくりと考えさせる。
- ・今後どのように立ち直らせ、学校生活を送らせていくのか等、長期的な展望を視野に入れて指導していく。
- ・必要ならばＳＣによるカウンセリングも考える。
- ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けて継続的に相談活動や指導を行う。

#### ○いじめをはやし立てたり傍観していたりした生徒への指導

- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめるのと同じであることを理解させる。
- ・いじめを止めるために勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、再発を防ぐための具体的な手だてを指導する。
- ・必要に応じて学級、学年、全校に広げて再発防止に向けた指導を行う。

#### ④保護者への対応

- ・学級担任は、保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して今後の指導への理解と協力を要請する。
- ・いじめられた保護者の不安が解消するように、専門機関との連携も視野に入れておく。
- ・指導後も定期的に学校の様子を報告する。

#### ⑤ネット上のいじめへの対応

- ・書き込んだ子どもの特定を早急に行い、保護者の責任において書き込みの削除を要請する。
- ・書き込んだ子どもの特定ができない場合や犯罪性のある書き込みについては、市教委や警察等の関係機関と連携し、プロバイダに対する削除要請を行う。
- ・生徒、保護者対象の情報モラル教室を定期的に行い、ネット上のいじめに対する未然防止に努める。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは下記のような場合をいう。

○いじめにより、子どもの生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・子どもが自殺を企画したとき
- ・子どもが精神性の疾患を発症した場合
- ・子どもが身体に重大な傷害を負った場合
- ・子どもが金銭を奪い取られた場合

○いじめが原因で、子どもが相当の期間(年間30日程度)学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で、子どもが一定期間連続して欠席しているとき

○子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

### (2) 対処の流れ

①学校の「いじめ対策委員会」を通じて、ただちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。

②学校の設置者または学校による調査を行う。

※ 調査の公平性・中立性を確保するように努める。

○いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先する。

○いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・該当生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き取る。

③調査結果の提供及び報告

・いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。

・希望に応じて、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

④市町等の再調査(必要があると認められた場合)

・専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、再調査を行う。

・いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、情報を適切に提供する責任を有する。

・再調査の結果を踏まえ、当該学校への重点的な支援、生徒指導選任の教職員の配置、心理・福祉等の外部専門家の派遣等の措置を行う。

・市長は、個人のプライバシーに配慮しながら、その結果を議会に報告する。